

針葉樹製材に用いる含水率計認定実施要領

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

1 趣旨

この要領は、針葉樹製材に用いる含水率計認定規程（HW-含水率 001-2013）（以下「規程」という。）第 2 3 条の規定に基づき認定業務実施の細部に関し、必要とする処理方法を示したものである。

2 申請書の受付

- (1) 規程第 10 条第 1 項の規定による申請の受付は、随時行うものとする。
- (2) 規程第 10 条第 1 項の規定による申請に必要な性能試験は、センターが指定する試験機関において、あらかじめ当該申請に係る性能試験を行うものとする。
- (3) 規程第 10 条第 1 項の規定による申請書は、別記 1 により必要とする内容を記載した書類等を添付するものとする。
- (4) 規程第 11 条第 1 項の規定による更新申請は、別記 2 により必要とする内容を記載した書類等を添付するが、認定有効期限の 3 ヶ月前で行うものとする。
- (5) 規程第 12 条第 1 項の規程による変更申請で性能試験を必要とする場合は、センターが指定する試験機関において、あらかじめ当該申請に係る性能試験を行うものとする。
- (6) センターは、申請の受付に際し申請者に内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で申請書を受理する。

3 申請書の受理及び業務計画

- (1) センターは、規程第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規程による申請書を受理した場合、業務計画書（様式 4-3）及び認定手数料の請求書を速やかに発行するものとする。
- (2) センターは、認定を業務計画に示す期限までに行うことが困難であることが予想される場合、速やかに理由を付して申請者に変更の期限を通知するものとする。

4 認定の審査

- (1) センターは、審査委員会の予備審査として、次の事項を確認する。
 - ア 申請書類に形式上の不備がないこと。
 - イ 申請書類に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- (2) 委員会審査は、別に定める委員会運営要領（HW-含水率 003-2013）に従って、実施するものとする。
- (3) 審査の過程で軽微な不適合が確認された場合、センターは当該申請者に改善策を求め、不適合が解消されたと判断されるまで、当該申請に係る審査を一時保留にする

ことができるものとする。

- (4) 審査の結果、申請内容が認定に値しないと判断された場合、センターは当該申請者に理由を明示し、認定しない旨の通知（様式3-1）をするものとする。

5 認定後の変更・届出

- (1) 認定後の変更申請書及び変更届出書は、随時受け付けるものとする。
- (2) センターは変更申請書（様式1-3）の受付に際し、原則として申請者に申請内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で申請書を受理するとともに、業務計画書（様式4-3）及び変更手数料の請求書を速やかに発行するものとする。
- (3) センターは変更届出書（様式1-4）の受付に際し、原則として申請者に申請内容の説明を求め、資料等の過不足を確認した上で申請書を受理するとともに、受理通知書を発行するものとする。

6 認定書の再交付

認定を受けた者が認定書を汚損し、若しくは滅失したとき又は届出事項であって変更内容を記載した認定書を必要とするときには、認定書再交付申請書（様式1-6）に基づき、既発行の認定書と引き替えに認定書を再発行することができるものとする。

7 表示方法

規程第7条による表示方法は、別に定める。

8 警告措置

- (1) 規程16条の規定により警告の通知を受けた者は、速やかに警告内容については是正・再発防止措置を講じ、センターに報告するものとする。
- (2) 規程16条の規定により警告の通知を受けた者は、速やかに同種の事態を再度引き起こさない旨の決意表明書を作成し、センターに提出しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) の規定による是正・再発防止措置及び決意表明書の提出を受け、センターはその内容が適切であることを確認したうえで、当該警告措置を解除することができるものとする。

9 認定の一時停止

- (1) 規程第17条の規定により認定の一時停止を受けた者は、認定品の供給を停止し、既供給の当該認定品の要件を満たすよう努め、これを実施した旨の報告書をセンターに提出しなければならない。
- (2) 規程第17条の規定により認定の一時停止を受けた者は、速やかに同種の事態を再度引き起こさない旨の決意表明書を作成し、センターに提出しなければならない。
- (3) (1) 及び (2) の規定による是正・再発防止措置及び決意表明書の提出を受け、センターはその内容が適切であることを確認したうえで、当該一時停止を解除することができるものとする。

1 0 認定を失効した場合の措置

規程第6条の規定により認定を失効した者は、認定品の処分及び表示ラベル等の処分を、原則として下記の表に示す方法により行わなければならない。

規程第6条	処分の方法
(1)、(2)、(3)及び(4)	速やかに認定品の表示を中止する。
(5)	センターと協議のうえで、速やかに市場に流通した当該認定品を回収するよう計画書を作成し、それを実施する。また、在庫の当該認定品も速やかに廃棄処分等をするように計画書を作成し、それを実施する。

1 1 認定結果等の公表

次に基づく公表は、センターのホームページ等によって行うものとする。

- (1) 規程第4条第5項により、申請者に対し認定書を交付したとき。
- (2) 規程第6条第2項により、認定期間満了にともなう更新をしなかったとき。
- (3) 規程第12条第1項により、登録工場の追加による届出申請書を受理したとき。
- (4) 規程第18条第3項により、認定を取り消したとき。

付則

この実施要領は、平成25年4月2日から施行する。

制 定：平成25年4月1日 住木認発25第33号